

租 税 法

本試験

第 2 問

問題 3

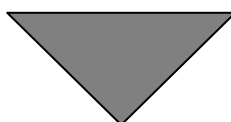
問 2 食品製造販売業を営む P 株式会社グループ（P 社及びその子会社 S1 社，S2 社及び S3 社。いずれも国内に本社を置く株式会社であり，以下，これらを「P 社等」という。）の納付すべき消費税額（国税，以下同様）について，[問] の指示に従い答えなさい。

全般的な資料及び注意事項

- (1) P 社等の課税期間はいずれも平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（以下，「当課税期間」という。）である。また，P 社等は設立以来消費税の課税事業者である。
- (2) P 社等は，消費税及び地方消費税の経理処理について税込み方式を採用している。なお，取引は全て国内において行われたものであり，当課税期間の課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は，本問では全て 8 % とする。
- (3) P 社等の当課税期間の控除対象仕入税額の計算に当たっては，簡易課税方式を適用する会社を除き，個別対応方式，一括比例配分方式のいずれも適用できるものとする。
- (4) S2 社は 3 期前に，また，S3 社は当課税期間に，「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出している。なお，小売業に適用される簡易課税のみなし仕入率は 80 % である。
- (5) P 社等の課税売上高の全額が，下表に記載された業種に係るものである。
- (6) 解答に当たり，問題文に指示された内容以外は考慮する必要はない。

(単位：円)

項目	親会社 P 社	子会社 S1 社	子会社 S2 社	子会社 S3 社	
業種	卸売業	製造業	小売業		
当課税期間の課税売上高	1,296,000,000	486,000,000	75,600,000	48,600,000	
当課税期間の課税売上割合	98 %	99 %	94 %	88 %	
入 当 れ 課 課 税 税 期 期 間 の 課 税 仕	課税資産の譲渡等のみ 要する課税仕入れ	1,036,800,000	172,800,000	52,920,000	34,020,000
	その他の資産の譲渡等 のみ要する課税仕入れ	648,000	216,000	162,000	7,560,000
	課税資産の譲渡等とそ 他の資産の譲渡等に共通 して要する課税仕入れ	10,800,000	864,000	2,160,000	1,620,000
	計	1,048,248,000	173,880,000	55,242,000	43,200,000
基準期間の課税売上高（消費税 抜き）	1,120,000,000	420,000,000	48,000,000	55,000,000	



# 論文グレードアップ答練 第9回

## 第2問

### 問題3

問2 簡易課税制度を選択しているB株式会社（以下、「当社」という。）の当課税期間（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）における以下の資料に基づき、当社の納付すべき消費税額(国税・以下同じ)の計算について、以下の【問】1.～4.の各問に答えなさい。

#### 1 一般的な資料及び注意事項

- 当社は、平成20年4月より引き続き消費税の課税事業者であり、当課税期間に係る基準期間における課税売上高は30,000,000円であった。
- 当社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税抜方式を採用している。また、当課税期間において課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は本問ではすべて8%とする。
- 当社の取引は、国内において行われたものである。
- 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、帳簿及び請求書等が、法令の記載要件をすべて満たした上で、適法に保存されている。
- 解答にあたっては、当社の納付すべき消費税額が最も少なくなるように計算すること。また、金額の計算過程において生じた1円未満の端数は切捨てること。

#### 2 資料

- 損益計算書（一部抜粋）は、次のとおりである。

##### 損益計算書（一部抜粋）

	自平成27年4月1日	至平成28年3月31日	(単位：円)
仕入高	20,025,000	売上高	38,000,000
人件費	6,700,000	受取家賃	1,440,000
その他経費	11,180,000	固定資産売却益	300,000

- 当社の業種は、事務用消耗品の卸売業及び不動産貸付業（すべて居住用の貸家）である。
- 当課税期間の仮受消費税等（消費税及び地方消費税）の額は、3,084,000円である。
- 売上高の内訳 (単位：円)

内訳	内訳ごとの売上高（税抜）	内訳ごとの消費税額
事務用消耗品を小売業者（国内事業者）へ販売したもの	25,000,000	1,575,000
事務用消耗品を消費者へ販売したもの	13,000,000	819,000
合計	38,000,000	2,394,000

- 固定資産売却益は、下取りに供した営業用車両（帳簿価額250,000円、税抜売却価格550,000円、消費税額34,650円）に係るものである。
- 上記(1)～(5)以外の事項で、消費税額の計算上、必要な事項は次の通りである。
  - 前課税期間に小売業者（国内事業者）へ販売した事務用消耗品に係る売掛金の貸倒れ289,440円（税込み）が、当課税期間に生じている。
  - 前課税期間に貸倒れ処理した小売業者（国内事業者）に対する売掛金1,134,000円（前々課税期間の売上げに係るもの）のうち、567,000円（税込み）を、当課税期間に回収している。